

# 自民党 差別問題に関する特命委員会 部落問題に関する小委員会 総務省の取組

## (1) 事業者団体への通知

- 総務省から、(一社)電気通信事業者協会、(一社)テレコムサービス協会、(一社)日本インターネットプロバイダー協会および(一社)日本ケーブルテレビ連盟の通信関連4団体に対し、「部落差別の解消の推進に関する法律」の成立・施行を伝えるとともに、部落差別を助長するような情報について、電気通信事業者において適切な対応をとること等の周知・要請を実施(平成29年1月5日付)。

## (2) 契約約款モデル条項の解説改訂

- 上記通信関連4団体で策定している「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」(注)について、今般の法律の制定を受けて、解説部分の改訂(平成29年3月15日付)を実施。
- 具体的には、当該約款モデル条項で禁止事項とされている「他者に対する不当な差別を助長」する等の行為に、「不当な差別的取扱いを助長・誘発する目的で、特定の地域がいわゆる同和地区であるなどと示す情報をインターネット上に流通させる行為」が含まれることを解説において明確化。

(注)「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」は、電子掲示板の管理者やインターネットサービスプロバイダ等がサービスを提供するにあたって利用者に提示する契約約款の内容のうち、違法・有害情報への対応等に関連する部分についてモデルとなる規定を示したもの。

「違法情報等対応連絡会」の下記ウェブサイトにて配布:

[http://www.telesa.or.jp/consortium/illegal\\_info](http://www.telesa.or.jp/consortium/illegal_info)